

都道府県・政令指定都市名	11 埼玉県
--------------	--------

時点：2024年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	県民生活部人権・男女共同参画課
担 当 職 員 数	11 人 (専任 11 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	埼玉県男女共同参画推進会議
設 置 年 月 日 ( 西 暦 ) ・ 根 拠	1977年6月20日 根拠： 埼玉県男女共同参画推進会議設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	埼玉県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 ( 西 暦 )	2000年4月1日
構 成 員	17 人 (女性 10 人、男性 7 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 ( 西 暦 )	2022 年 4 月 ~ 2027 年 3 月	
名 称	埼玉県男女共同参画基本計画	
改定・見直しの予定時期	2027年3月	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	埼玉県男女共同参画推進条例
	公 布 日 ( 西 暦 )	2000年3月24日
	施 行 日 ( 西 暦 )	2000年4月1日
	最 終 改 正 日 ( 西 暦 )	
	改 正 内 容	
改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦)： 0 年 0 月		
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況：	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:2024年4月1日	2:その他(西暦)
目 標 値	(西暦) 2026 年度まで	42 %	
根 拠	埼玉県男女共同参画基本計画、埼玉県5か年計画(2022年3月)		
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律又は条例により設置されている附属機関及び法律により設置されている委員会・委員		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 81 )うち女性委員を含む審議会等数( 80 )
			延総委員等数( 1,471 )延女性委員等数( 662 ) 女性比率( 45.0 )
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 74 )うち女性委員を含む審議会等数( 74 )
			延総委員等数( 1,429 )延女性委員等数( 646 ) 女性比率( 45.2 )
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 35 )うち女性委員を含む審議会等数( 35 )
			延総委員等数( 995 )延女性委員等数( 441 ) 女性比率( 44.3 )
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 8 )うち女性委員を含む審議会等数( 7 )
			延総委員等数( 56 )延女性委員等数( 17 ) 女性比率( 30.4 )
目標値以外の目標設定	協議会等における女性委員の割合を、令和8年度までに42%とする。		
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1 有の場合、1. 公表 2. 非公表 2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	0 人 ( 0 年 0 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	
		委員の公募(1. 有 2. 無)	
		そ の 他 [ ]	

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日	2:その他(西暦)										
管理職総数	(人)	女性管理職の内訳											
	(A)=(C+E+G)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職			
	(B)=(D+F+H)	(%)	(%)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)	
		(B/A)	(C)				(E)			(G)			
本庁	計	683	82	12.0	38	6	15.8	82	7	8.5	563	69	12.3
	うち一般行政職	532	78	14.7	37	6	16.2	49	7	14.3	446	65	14.6
支庁・地方事務所等	計	503	70	13.9	4	1	25.0	64	3	4.7	435	66	15.2
	うち一般行政職	315	37	11.7	1	0	0.0	32	3	9.4	282	34	12.1
全体	計	1,186	152	12.8	42	7	16.7	146	10	6.8	998	135	13.5
	うち一般行政職	847	115	13.6	38	6	15.8	81	10	12.3	728	99	13.6
再掲	警察関係	248	9	3.6	1	0	0.0	60	1	1.7	187	8	4.3
	教育委員会	109	21	19.3	5	0	0.0	15	3	20.0	89	18	20.2

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	1,041	141	13.5	2,391
	うち一般行政職	709	127	17.9	1,119	303	27.1
支庁・地方事務所等	計	1,347	311	23.1	3,175	582	18.3
	うち一般行政職	790	219	27.7	1,148	368	32.1
全体	計	2,388	452	18.9	5,566	1,001	18.0
	うち一般行政職	1,499	346	23.1	2,267	671	29.6
再掲	警察関係	774	31	4.0	3,101	246	7.9
	教育委員会	433	165	38.1	793	285	35.9

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	125	15	12.0	90	13	14.4	128
	うち一般行政職	99	14	14.1	77	13	16.9	120	30	25.0
支庁・地方事務所等	計	96	17	17.7	162	39	24.1	282	67	23.8
	うち一般行政職	64	10	15.6	89	28	31.5	113	48	42.5
全体	計	221	32	14.5	252	52	20.6	410	101	24.6
	うち一般行政職	163	24	14.7	166	41	24.7	233	78	33.5
再掲	警察関係	33	1	3.0	72	4	5.6	169	15	8.9
	教育委員会	19	6	31.6	48	15	31.3	65	26	40.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○			○	◎			○	任用考課を実施し、登用の考慮要素としている。
課長補佐相当職	○		○			○	◎		○	○	
係長相当職	○	○	○			○	◎		○	○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	8,193	1,110	13.5
昇格試験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日～2024年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	846	317	37.5
うち上級	592	242	40.9
うち一般行政職	385	182	47.3
うち上級	319	165	51.7
うち警察関係	341	69	20.2
うち上級	187	33	17.6

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	<ol style="list-style-type: none"> <li>明記した規定があり、認めている。</li> <li>明記した規定はないが、運用上認めている。</li> <li>明記した規定がなく、運用上も認めていない。</li> <li>明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。</li> </ol>
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	規定内容
	①埼玉県職員旧姓使用取扱要綱、②埼玉県教育局等職員旧姓使用取扱要綱、③旧姓使用の取扱いについて(通達)
該当部分の条文(本文)	<p>①第3条(承認) 職員は、知事の承認を受けて、次に掲げるものを除き、文書等に旧姓を使用することができる。 一 税務署、市区町村、地方職員共済組合、埼玉県職員互助会、日本年金機構、金融機関等の機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある文書等 二 前号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令上又は実務上特段の支障が生じると所属長が認める文書等</p> <p>②(承認)第2条 職員は、教育長の承認を受けて、次に掲げるものを除き、文書等に旧姓を使用することができる。 一 税務署、市区町村、公立学校共済組合、埼玉県教職員互助会、日本年金機構、金融機関等の機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある文書等 二 前号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令上又は実務上特段の支障が生じると所属長が認める文書等</p> <p>③この通達は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書及び呼称に使用するための手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2024年4月1日	2:その他(西暦)
---------	-------------	-----------

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)		うち管理職数(人)	うち女性数(人)	
	女性比率(%)	女性比率(%)		女性比率(%)	女性比率(%)
87	13	14.9	13	2	15.4

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設定

名 称	埼玉県男女共同参画推進センター		愛称・通称	With You さいたま		
設置年月日(西暦)	2002年4月21日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：330-0081 住 所：埼玉県さいたま市中央区新都心2-2 電話番号：048-601-3111 FAX番号：048-600-3802 ホームページ：https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/index.html					
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名：県民生活部 ) 指定管理者(名称： ) その他( ) 2. 事業運営○ 直営(担当部局名：県民生活部 ) 指定管理者(名称： ) その他( )					
職 員 数	常勤 (雇用(任 用)期間の 定めがない 職員)	67 人、	非常勤 (雇用(任 用)期間の 定めがあ る職員)	39 人	予算額	2024年度 152,587 千円
主な事業	<input type="checkbox"/> 1. 広報啓発(主な事項 広報紙の発行(年3回)、男女共同参画啓発パネルの制作・貸出 ) <input type="checkbox"/> 2. 講座(主な事項： 県民対象講座・講演会や市町村職員研修等の開催 ) <input type="checkbox"/> 3. 相談事業(主な事項 電話相談、男性相談、法律相談、インターネット相談、配偶者暴力相談支援センター業務、女性相談支援センター業務等 ) <input type="checkbox"/> 4. 情報収集・提供(主な事項： 情報ライブラリーの運営 ) <input type="checkbox"/> 5. 苦情処理(主な事項 ) <input type="checkbox"/> 6. 交流促進(主な事項 サホートスタッフ(県民ボランティア)制度の運営、イベント(With You さいたまフェスティバル)の開催 ) <input type="checkbox"/> 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： セミナー等の共催、イベント(With You さいたまフェスティバル)の開催 ) <input type="checkbox"/> 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項： ) <input type="checkbox"/> 9. 調査研究(主な事項 男女共同参画に関する調査研究を適宜実施 ) <input type="checkbox"/> 10. その他(主な事項： 被災者支援(「さいがいつながりカフェ」共催等) )					

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)	出資者		

2つある場合

名 称		基金・基本財産額	0 千円
設置年月日(西暦)	出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 埼玉県婦人問題会議 名称等： 2. 無	加盟団体数	11
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数	
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他(内容： )			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

<input type="checkbox"/> 1. 担当者連絡会議の開催 <input type="checkbox"/> 2. 市区町村職員研修会の開催 <input type="checkbox"/> 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 <input type="checkbox"/> 4. 関係情報の収集提供 <input type="checkbox"/> 5. 審議会等女性登用の働きかけ <input type="checkbox"/> 6. 補助金等の交付(名称： 概要： 7. その他(内容： )	
--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

<input type="checkbox"/> 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 <input type="checkbox"/> 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ <input type="checkbox"/> 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 <input type="checkbox"/> 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

<input type="checkbox"/> 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 <input type="checkbox"/> 2. 研修受講職員の男女比を配慮 <input type="checkbox"/> 3. その他(内容： )
---

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2023年度予算 (千円)	2024年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	212,793	319,285	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○			
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○			
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○			
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○		○	
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○			
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			○	
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
	3 役員に占める女性割合に関する項目	○	
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
	9 短時間正社員制度の導入	○	
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他	○	○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	多様な働き方実践企業(1-10、12)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	埼玉県荻野吟子賞(12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的な名称	埼玉県女性活躍推進連携会議
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	みんなですすめよう男女共同参画-令和5年度版男女共同参画に関する年次報告-
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期的場合	1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ( )			

## 問18-1 2024年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・①啓発資料の配布	①男女共同参画の推進及びDV防止の啓発資料の配布		①通年
・②年次報告書の配布	②年次報告書の配布		②通年
・③広報誌の発行	③広報紙「With You さいたま」を年3回(7月・11月・3月)発行	③1500	③年3回
・④男女共同参画パネルの貸出	④男女共同参画についてイラストや図表で解説した啓発パネルの制作、掲示及び貸出	④2400	④通年
・⑤その他啓発活動	⑤パポルリホンキャンペーン、パポル・ライトアップ(施設内実施)等		⑤11月
2. 表彰			
・埼玉県荻野吟子賞	男女共同参画の推進に功績があった個人、団体、事業所を表彰		2月
3. 講座			
・①県民対象講座	①県民を対象とした講座や講演会の開催	①1000	①通年
・②県政出前講座	②地域や学校、企業への講師派遣(男女共同参画、防災及びデートDV)	②9000	②通年
・③市町村職員研修	③市町村の男女共同参画担当職員や女性支援担当職員を対象とした研修の実施	③200	③通年
・④女性リーダー応援講座	④地域で実践的な活動を進める女性人材の発掘・育成及び活動支援のため	④30	④通年
・⑤ジェンダー主流化関係セミナー	⑤県内企業や市町村の理解促進のためトップセミナーや実務担当者向けセミナーを開催	⑤270	⑤10月～
4. 相談事業			
・①相談事業	①電話相談、男性相談、法律相談、インターネット相談等	①10000	①通年
・②配偶者暴力相談支援センター業務	②DV被害者への相談支援		②通年
・③女性相談支援センター業務	③困難な問題を抱える女性への相談支援		③通年
・④地域におけるグループ相談会等	④地域におけるグループ相談会の開催、メハース空間での相談・交流会の実施	④120	④9～3月
5. 情報収集・提供			
・①情報ライブラリーの運営	①男女共同参画に関する図書等の収集・提供	①1500	①通年
・②インターネットによる情報発信	②ホームページやSNS、動画配信を通じた情報発信	②220000	②通年
6. 苦情処理			
・男女共同参画苦情処理機関	男女共同参画に関する県施策等への申出等		通年
7. 交流促進			
・①団体登録制度と活動支援	①自主的活動を行う団体への支援を行うための登録制度	①450	①通年
・②サポートスタッフ(県民ボランティア)制度の運営	②ボランティアによるサポート体制の整備	②20	②通年
・③With You さいたまフェスティバルの開催	③男女共同参画の視点で活動する団体の活動発表・交流	③1200	③2月
・④女性団体への活動団体提供事業	④女性団体に男女共同参画推進センターの一室を活動拠点として提供	④10	④通年
・⑤利用者懇談会の開催	⑤当センターの事業運営について利用者代表から意見・要望等の聴き取り	⑤18	⑤年2回
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・①男女共同参画推進関連事業説明会	①男女共同参画に関する事業の説明		①8月
・②セミナー等の共催	②経済団体、大学、医療機関など関係機関・団体との共催によるセミナー等の開催		②通年
・③With You さいたまフェスティバルの開催	③男女共同参画の視点で活動する団体の活動発表・交流	③1200	③2月
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
・①市町村における男女共同参画の推進に関する施策の推進状況調査	①県内市町村の男女共同参画関連施策の推進状況を調査する		①8月
・②男女共同参画を推進するための調査・研究	②女性人材の地域活動から見える課題について実施		②通年
11. その他			
・被災者支援事業	東日本大震災の被災者の交流会を月2回実施	360	通年

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

議 会 名	埼玉県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。	1	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。	2	
	2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。		
	3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。		
	4. 期間の定めはない。		
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。	1	
	2. 産前産後期間を明記した規定はない。		
規 定 名	埼玉県議会会議規則第7条第2項、埼玉県議会委員会規程第12条第2項		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第七條 議員は、公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産補助その他のやむを得ない事由のため会議に出席できないときは、その理由及び日数を付けて、あらかじめ議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
	第十二條 委員は、公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため委員会に出席できないときは、その理由及び日数を付けて、あらかじめ委員長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、委員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(委員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	2	
	2. なし		
	3. その他( )		
規 定 名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
配偶者の出産	1		
育児	1		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	1 公務		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	1	
	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。	1	
	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		
	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。	○	
	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。	○	
	3. その他 ( )		
規 則 名	埼玉県議会ハラスメント防止等に関する要綱		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第3条 議員は、公職に参画する者として高い倫理観が求められること及びハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人格権その他の基本的人権を侵害する行為であることを自覚し、政治活動等における自らの言動を厳しく律しなければならない。		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。	1	
	2. 行っていないが、今後、行う予定である。		
	3. 行っておらず、今後、行う予定もない。		
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。	1	
	2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。		
	3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。	3	
	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		
	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。	2	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
規 則 名	条文本文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) [ ]
計画、指針名	埼玉県地域防災計画
該当部分の規定	第2編 第2章 第4<応急対策> 8 応援要請 (3)具体的な取組内容 イ 市町村の応援要請等 ○ 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請 (中略) なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

調査時点コード: 1

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦) ( )

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2023年8月31日	~	2027年8月30日
副知事				3 人	(女性 0 人、	男性 3 人)

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
内 訳	1 都道府県防災会議(会長を含む)	73	27	37.0	
	都道府県防災会議(委員のみ)	72	27	37.5	
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	18	14	77.8	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	3	1	33.3	
7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	25	7	28.0		
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	6	5	83.3		
2	国土利用計画地方審議会	16	8	50.0	
3	土地利用審査会	7	4	57.1	
4	都道府県交通安全対策会議	29	13	44.8	
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	20	10	50.0	
7	精神医療審査会	33	11	33.3	
8	都道府県生活衛生適正化審議会				
9	都道府県医療審議会	18	8	44.4	
10	准看護師試験委員会				
11	麻薬中毒審査会				
12	地方社会福祉審議会	19	8	42.1	
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	11	55.0	
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	13	7	53.8	
15	国民健康保険審査会	9	4	44.4	
16	都道府県農業共済保険審査会				
17	都道府県森林審議会	15	7	46.7	
18	都道府県建設工事紛争審査会	15	7	46.7	
19	建築審査会	7	4	57.1	
20	都道府県建築士審査会	5	3	60.0	
21	都道府県都市計画審議会	22	10	45.5	
22	開発審査会	7	3	42.9	
23	私立学校審議会	14	6	42.9	
24	石油コンビナート等防災本部				
25	公害健康被害認定審査会				
26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
27	都道府県児童福祉審議会	17	10	58.8	
28	地方港湾審議会				
29	土地区画整理審議会	14	1	7.1	
30	教科用図書選定審議会	20	12	60.0	
31	介護保険審査会	14	7	50.0	
32	都道府県固定資産評価審議会	10	6	60.0	
33	感染症の診査に関する協議会	40	11	27.5	
34	警察署協議会	431	204	47.3	
35	土地収用事業認定審議会	7	4	57.1	
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	3	60.0	
37	都道府県国民保護協議会	42	10	23.8	
38	地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
39	市街地再開発審査会				
40	都道府県職員委員会				
41	自然再生協議会				
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	4	80.0	
43	後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
44	留置施設視察委員会	8	3	37.5	
45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
46	指定難病審査会	7	3	42.9	
47	小児慢性特定疾病審査会	10	2	20.0	
48	行政不服審査会	9	4	44.4	
49	地域医療対策協議会				
50	勤保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				27に含まれる
51					
52					
53					
54					
55					
	合 計	995	441	44.3	
	女性委員0の審議会数	0			

## 3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	15	6	40.0	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会	0	0		審議会無し
9	内水面漁場管理委員会	13	3	23.1	
	合 計	56	17	30.4	
	女性委員0の委員会数	1			